

新型コロナウイルス感染症に係る「生活支援サービス」のご案内

燕市では、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養中で買い物等のための外出が困難な家庭の生活を支援します。対象期間中の、ネットスーパー等の配送料や、宅配弁当等の購入費の一部を補助します。

対象者

新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養中で買い物等のための外出が困難な世帯で、親族等によるサポートを受けることができない方。

利用条件

対象期間は、陽性が判明した日から自宅療養が終わるまでの期間。

※療養期間中に電話で申し込むと、申請書類を送付します。

申請時に医療機関の検査結果や、自分で検査した場合は検査キットの結果の写し等が必要になります。また、サービス利用の領収書も必要です。

①インターネット等を利用して、自宅に食材や生活必需品を購入した場合の、配送料を補助します。（**上限：1日あたり1,000円**）

②宅配弁当等を手配した場合、その弁当等の購入費を補助します。（**上限：1人あたり、昼食400円、夕食500円**）

「生活支援サービス」利用の流れ



生活支援サービスに関する申し込み・問い合わせ先
燕市役所 総務部 防災課 TEL: 0256-77-8381（平日 午前8時30分～午後5時15分）